

平成14年第5回藤岡市議会定例会会議録(第4号)

平成14年12月19日(木曜日)

議事日程 第4号

平成14年12月19日(木曜日)午前10時開議

- 第 1 議会運営委員会経過報告
- 第 2 請願第 1号 群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出についての請願
陳情第 9号 群馬大学教育学部の存続を求める陳情
- 第 3 請願第 2号 「遺伝子組み換えイネ」を学校給食に使用しないこと、並びに、「遺伝子組み換えイネ」を食品及び飼料として承認しないよう国への意見書提出を求める請願
- 第 4 請願第 3号 遺伝子組み換え食品の表示に関して国への意見書提出を求める請願
- 第 5 議案第82号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第83号 藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第84号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について
議案第85号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について
- 第 7 議案第86号 藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第87号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 9 議案第88号 平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)
- 第10 議案第89号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第11 議案第90号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第91号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議員提出議案第5号 群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出について
- 第14 議員提出議案第6号 遺伝子組み換え食品の表示に関する意見書の提出について
- 第15 議員提出議案第7号 藤岡市議会議員定数条例の制定について
- 第16 議員提出議案第8号 藤岡市議会議員定数条例の制定について
- 第17 議員提出議案第9号 藤岡市議会議員定数条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 第 1 議会運営委員会経過報告
- 第 2 請願第 1号 群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出についての請願
陳情第 9号 群馬大学教育学部の存続を求める陳情
- 第 3 請願第 2号 「遺伝子組み換えイネ」を学校給食に使用しないこと、並びに、「遺伝子組

み換えイネ」を食品及び飼料として承認しないよう国への意見書提出を求める請願

- 第 4 請願第 3号 遺伝子組み換え食品の表示に関して国への意見書提出を求める請願
- 第 5 議案第 8 2号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 8 3号 藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 4号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について
- 議案第 8 5号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について
- 第 7 議案第 8 6号 藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8 7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 9 議案第 8 8号 平成 1 4 年度藤岡市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 議案第 8 9号 平成 1 4 年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 議案第 9 0号 平成 1 4 年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 9 1号 平成 1 4 年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議員提出議案第 5号 群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出について
- 第 1 4 議員提出議案第 6号 遺伝子組み換え食品の表示に関する意見書の提出について
- 第 1 5 議員提出議案第 7号 藤岡市議会議員定数条例の制定について
- 第 1 6 議員提出議案第 8号 藤岡市議会議員定数条例の制定について
- 第 1 7 議員提出議案第 9号 藤岡市議会議員定数条例の制定について

副議長青柳正敏君の不信任の動議

出席議員（24人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井利明君	助役	関口敏君
収入役	堀越清君	教育長	岡田要君
企画部長	中易昌司君	総務部長	高橋寛君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	宇留間修次君
経済部長	荻野廣男君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	堀口寿君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員			
	木村弘君		
事務局長			

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	参事兼議事課長	田島均
課長補佐兼			
	宮澤正浩		
議事係長			

午前 11 時 32 分開議

議長（塩原吉三君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第 1 議会運営委員会経過報告

議長（塩原吉三君） 日程第 1、議案運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長青木寛君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 青木 寛君登壇）

議会運営委員会委員長（青木 寛君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について、報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により、本日、議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱い方法について協議したのであります。

追加されますものは、市長提出議案 10 件と議員提出議案 5 件であります。この取り扱いについては、日程表にもありますように、日程第 1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第 2、請願第 1 号と陳情第 9 号については総務常任委員会に、日程第 3、請願第 2 号は経済建設常任委員会に、日程第 4、請願第 3 号は教務厚生常任委員会にそれぞれ付託されておりますので、付託請願・陳情の審査報告を各委員長から報告を願った後、質疑、討論、採決を願います。日程第 5、議案第 82 号、日程第 7、議案第 86 号から日程第 17、議員提出議案第 9 号までの 12 議案については、単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第 6、議案第 83 号、議案第 84 号、議案第 85 号については一括上程、一括審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の経過についての報告を終わります。

議長（塩原吉三君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり、今後の議事運営を行いますのでご了承願います。

第 2 請願第 1 号 群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出についての請願

陳情第 9 号 群馬大学教育学部の存続を求める陳情

議長（塩原吉三君） 日程第 2、請願第 1 号群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出についての請願、陳情第 9 号群馬大学教育学部の存続を求める陳情、以上 2 件を一括議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（総務常任委員会委員長 反町 清君登壇）

総務常任委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、去る12月10日の本会議において、総務常任委員会に付託されました請願1件、陳情1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、市長・助役・教育長並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。なお、本委員会として、この請願第1号の紹介議員であります金井壽議員にも出席を求め開催いたしました。

請願第1号群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出についての請願について、ご報告申し上げます。本請願は、須野原次夫氏より提出されたものであります。請願の趣旨は、群馬大学教育学部の存置に関する意見書を内閣総理大臣及び文部科学大臣に対して提出していただきたい旨の請願であります。

質疑の主なものを申し上げます。群馬大学は県内の就職率が全国でも10位という大変よい成績であるが、なぜ今、埼玉大学と統合・合併なのか伺いたい。文部科学省が大学の構造改革の方針を出し、教員養成系の大学及び単科大学の再編・統合を盛り込んだため、群馬大学側がこのまま何もしなければ再編・統合が既定の事実として文部科学省の手により進められるという危機感から出発したものであるとのことでした。

昨年、今年の群馬大学の教育学部の学生数の推移はどのようになっているのか伺いたい。平成14年度の入学者数は、群馬大学が230人、埼玉大学は503人で、毎年、定員であるので数字は変わらないとのことでした。

この請願書に教員の就職率が群馬大学は44.5%で全国第10位、埼玉大学は28.5%で全国第41位と書いてあるが、これは教職を希望した人に対する就職率なのか、それとも教育学部全体から見た就職率なのか伺いたい。卒業生の中の教職就職者であるとのことでした。

群馬県内には高崎経済大学など、多くの大学があると思うが、教育学部を持っている大学は何校くらいあるのか伺いたい。大学には単位を取ると教員免許状が与えられる教職課程という制度があり、ほとんどの大学が設置しているとのことでした。

群馬県における小・中学校の教員の採用状況は、平成13年度が約100人、平成14年度が約200人、平成15年度予定が約330人ということだが、そのうち群馬大学教育学部出身者の比率はどのくらいなのか伺いたい。正規の教職員で採用になっているのは、10人採用する中で1人か2人くらいであるとのことでした。

他市ではどのような動向になっているのか伺いたい。沼田市では原案どおり可決、前橋市においては大学の方針を見て、教育や地域経済を十分考慮しながら対応していくということで、確たるものは出ていない。また、県議会の文教治安常任委員会では継続の方向になる予定という新聞報道がされているとのことでした。

委員から次のような意見がありました。国は2004年を目途に独立行政法人化を進めている。この請願の趣旨の中にも幼児教育、初等・中等教育には地域力の維持向上と地域特性を重視した教育は欠かせないとある。このことに共感を覚え、ぜひとも群馬大学の伝統ある教育学部を群馬に残していくという請願に賛同し、意見書を提出することに賛成していただきたい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決しました。

以上で請願第1号に対する審査の概要と結果について、報告を終わります。

次に、陳情第9号群馬大学教育学部の存続を求める陳情について、ご報告申し上げます。

本陳情は、全群馬退職教職員の会、会長田部井三郎氏外1団体より提出されたものです。この陳情第9号については、先ほどご報告いたしました請願第1号と同一趣旨の陳情でありますので、採択すべきものと決しました。

以上をもちまして本委員会に付託を受けました請願1件、陳情1件に対する審査の概要と結果についてご報告を終わります。

議長（塩原吉三君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し一括して質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。請願第1号群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出についての請願について、総務常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、総務常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

次に、陳情第9号群馬大学教育学部の存続を求める陳情について、総務常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、総務常任委員会委員長の報告のとおり決し

ました。

第3 請願第2号 「遺伝子組み換えイネ」を学校給食に使用しないこと、並びに、「遺伝子組み換えイネ」を食品及び飼料として承認しないよう国への意見書提出を求める請願

議長（塩原吉三君） 日程第3、請願第2号「遺伝子組み換えイネ」を学校給食に使用しないこと、並びに、「遺伝子組み換えイネ」を食品及び飼料として承認しないよう国への意見書提出を求める請願を議題といたします。

経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長笠原史嗣君の登壇を願います。

（経済建設常任委員会委員長 笠原史嗣君登壇）

経済建設常任委員会委員長（笠原史嗣君） ご指名を受けましたので、去る12月10日の本会議において、経済建設常任委員会に付託されました請願1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査をしたのであります。なお、本委員会として、この請願第2号の紹介議員であります大戸敏子議員にも出席を求め開催しました。

請願第2号「遺伝子組み換えイネ」を学校給食に使用しないこと、並びに、「遺伝子組み換えイネ」を食品及び飼料として承認しないよう国への意見書提出を求める請願について、ご報告申し上げます。本請願は、生活クラブ生活協同組合、藤岡地区代表塚本知子氏から提出されたものであります。請願の趣旨は、子供たちの健康を守るため、市内の学校給食で遺伝子組み換えの米を使用しないこと、「遺伝子組み換えイネ」の不承認に関する意見書を関係機関に提出していただきたい旨の請願であります。

質疑の主なものについて申し上げます。遺伝子組み換えイネがどの程度、実験栽培されているのか伺いたい。日本モンサント社と愛知県の農業試験場と、その他2例に農林水産省が作付けの承認をしているとのことでした。

遺伝子組み換えの米が何年ごろには学校給食に使われるようになるのか伺いたい。学校給食の方もどれだけの米を使っているか、農林課では把握していない。また、新聞記事によると、組み換えイネの商品化断念という記事が掲載されているとのことでした。

実用化へ向けての予測として、これから何年後になるのか伺いたい。西部農業総合事務所を確認したところ、実用されて流通するには大分時間がかかるというような回答であったとのことでした。

安全性に対する審査基準から見て、どの辺がゴーサインが出ない問題なのか伺いたい。厚生労働省に対して、安全性の審査の申請をされていませんので、具体的なことはよくわ

かりません。ただ、基本的に安全性の審査はどのように行われるかの具体的なマニュアル指針があります。1点目が、安全性の審査は主に組み換えDNA技術により付加されるすべての性質を見ること。2点目としまして、組み換えDNA技術に起因し、発生するその他の影響が生ずる可能性を審査するという2点ですとのことでした。

除草や殺虫を目的にした品種があるか伺いたい。コシヒカリ、キヌヒカリ、祭り晴れ、ニホンバレの4種と外米でカリフォルニア米があるとのことでした。

請願として出てきたものに対して、割合に資料が少なく心配だが、今後、遺伝子組み換えのイネの開発につき、国としての総量規制とかするのかが伺いたい。遺伝子組み換え食品に対する国際基準が、現在ない。また、今回の場合は、学校給食に取り入れるか、取り入れないかの話だが、貿易摩擦の問題まで行くような話であり、したがって、総量的な問題は日本としては審査を経たもの以外は輸入をしたり販売をしてはいけない流れになっているとのことでした。

請願されている団体の生活クラブ生活協同組合の組織と運動内容を伺いたい。安全な食品と食材の共同購入をしている。関東地方を主に活動拠点としているとのことでした。

藤岡市の学校給食に関しての米の比率と遺伝子組み換えイネが国の一定基準をクリアし、流通する段階になったときに、藤岡市はどう対応するのか伺いたい。現在、比率はわからないが、納入先は財団法人群馬県学校給食会から仕入れており、米はゴロピカリを主に使用しており、安全性を十分に考えた上で、使用していく米を検討していくと思うとのことでした。

委員から次のような意見がありました。遺伝子組み換え食品を学校給食で使わないように、また飼料にしないようにとのことですが、遺伝子組み換えが安全性において危険というような考えが強すぎるように感じられますが、もちろん遺伝子組み換えの危険も十分に考慮し、子供たちのアレルギーなどが発生しないような食品の開発も、今後、進むようにも感じられます。そういう観点から、遺伝子組み換えの米を使用しない、また飼料として使わないというのではなく、今回の遺伝子組み換えイネの請願については、正確な情報が少ないのと流通も大分先のようなので、今後の推移を見守っていく必要があるとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成者なしをもって請願第2号は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で経済建設常任委員会に付託を受けました請願1件に対する審査の概要と結果について、報告を終わります。

議長（塩原吉三君） 経済建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。請願第2号「遺伝子組み換えイネ」を学校給食に使用しないこと、並びに、「遺伝子組み換えイネ」を食品及び飼料として承認しないよう国への意見書提出を求める請願について、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立多数であります。よって、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

第4 請願第3号 遺伝子組み換え食品の表示に関して国への意見書提出を求める請願

議長（塩原吉三君） 日程第4、請願第3号遺伝子組み換え食品の表示に関して国への意見書提出を求める請願を議題といたします。

教務厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長金井壽君の登壇を願います。

（教務厚生常任委員会委員長 金井 壽君登壇）

教務厚生常任委員会委員長（金井 壽君） ご指名を受けましたので、去る12月10日の本会議において、教務厚生常任委員会に付託されました請願1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、市長・助役・関係部課長の出席を求め委員会を開催し、慎重審査したのであります。なお、本委員会は、この請願第3号の紹介議員であります大戸敏子議員にも出席を求め開催いたしました。

請願第3号遺伝子組み換え食品の表示に関して国への意見書提出を求める請願について申し上げます。本請願は、生活クラブ生活協同組合、藤岡地区代表塚本知子氏より提出されたものであります。

請願の趣旨は、日本は1996年秋に、実質的同等性を安全基準として、遺伝子組み換え作物の輸入認可、国内流通が始まりました。遺伝子組み換え食品の表示義務の対象が、豆腐関連食品等の24品目に限られ、ほとんどの遺伝子組み換え食品が対象外となってい

るので、消費者が十分に選択できないまま流通している。また、アレルギーの危険性のある遺伝子組み換え作物の殺虫性コーン混入食品、国内未承認の遺伝子組み換えポテト混入のスナック菓子の回収などの事件が発生、市民の不安は高まっている。基本的にすべての遺伝子組み換え食品について表示を義務化するよう、国に意見書を提出していただきたい旨の請願です。

質疑の主なものについて申し上げます。遺伝子組み換えの内容について伺いたい。遺伝子とは、生命の最も基本的なところで支配している情報である。形と質を発現させるものになる部分で、たんぱく質の設計図となる塩基の配列を指す。生命現象を支配する遺伝子の本体はDNAという化学物質である。DNAは生命体の構造になったり、酵素になったりして、生命活動を営む。遺伝子組み換えというのは、遺伝子の種の壁を通して、別の生物遺伝子を導入することだが、普通、自然界では、絶対になくことである。それを無理に入れようとするのが、遺伝子組み換えということである。遺伝子を3つも4つも使って、組み換えなくてはならないので、そこで、いらない遺伝子を使うことになり、思いもかけないものができてしまうという危険性がある。現在、輸入が許可されている遺伝子組み換え作物は、大豆・トウモロコシ・ジャガイモ・菜種・綿実である。遺伝子組み換え食品の表示は現在10%である。これはアメリカとの交渉の結果である。日本は、食糧の自給率が4割で、6割は輸入にしなければならないという立場であるとのことでした。

生産国であるアメリカ国内の表示義務について伺いたい。アメリカは表示がなくてもよいとのこと。ヨーロッパでは遺伝子組み換え食品は表示義務となっているとのこと。

表示されていなくても大丈夫だという確認がされているのか伺いたい。アメリカの安全性の基準は、見た目、主要成分、性質をもとの作物と比較して、ほぼ同等なら安全であるとのこと。

現在、24品目で、平成15年より5品目増えるが、その根拠はどうなっているのか伺いたい。表示義務があるとされているものは、従来のものと組成、栄養素、用途などが同等であるということは、安全であるということで、安全基準に達している。表示しなければならないものは、遺伝子組み換えの農作物及び、これを原材料とする加工食品であって、加工工程後に組み換えられたDNA、またはそれによって生じたたんぱく質が存在するものである。表示しなくてもよいものは、加工工程で除去、分解等されることにより、食品中に存在しないものであるとのことでした。

アレルギーの危険性と実害について、また、どういったアレルギーの症状なのか伺いたい。アレルギー遺伝子作物混入食品ですが、アメリカではタコスに入っていないはずのスターリンクという殺虫性コーンが入っていた。日本では6種類調べた中の1種類に入っていた。スターリンクはアメリカでは肥料として承認されているが、日本では食品としても肥料と

しても未承認である。これは遺伝子組み換え作物の花粉が飛んできて、種が汚染されたと
思われる。日本では安全性を審査する場合、政府が資料を全部集めるのではなく、企業が
独自の資料を出してくるので、アレルギーに関する資料が少なく、適正な検査ができない
ため、安全性が未確認であるとのことでした。

アレルギーだけではなく、どのような組み換え食品を食べたら、どのような症状が出る
のか伺いたい。アレルギーの臨床テストはされていないので、アレルギーの危険性はわか
らない。ただし、後世代への影響や長期に食べた場合、どんな影響が出てくるのか懸念さ
れているとのこと。

請願について、他議会、国・県レベルではどうなのか伺いたい。この12月議会で全国
255市町村及び21の県に提出されているとのこと。なお、県内では伊勢崎市、境町、
藤岡市の3カ所で、高崎市は市長へ要望書が提出されているとのこと。

委員から次のような意見がありました。請願第3号遺伝子組み換え食品の表示に関して
国への意見書提出を求める請願については、遺伝子組み換えは、食品の安全性、環境問題
等、まだわからない部分はあるとのことだが、遺伝子組み換え表示は、消費者に選択の権
利と自由を保障するというので、原案のとおり賛成したい旨の意見がありました。慎重
審査の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、教務厚生常任委員会に付託を受けました請願第3号に対する審査の
概要と結果について、報告を終わります。

議 長（塩原吉三君） 教務厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。請願第3号遺伝子組み換え食品の表示に関して国への意見書
提出を求める請願について、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成
の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり

決しました。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時3分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5 議案第82号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第5、議案第82号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 議案第82号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

人事院は平成14年度の国家公務員の給与について、去る8月8日に内閣と国会に対して勧告制度創設以来、初の基本給引き下げ改定と、4年連続となる期末勤勉手当の0.05月削減等を主な内容とする人事院勧告を行いました。国においては勧告に基づき国家公務員の給与法の改正が行われております。これを受けまして、国及び群馬県から、地方公共団体においても国に準じた方向で改正するよう指導がありましたので、ここに改正をお願いするものであります。

主な改正内容につきましては、基本給の引き下げに伴う給料表の改定並びに3月期末手当の支給率を0.05月引き下げ、年間の支給率を4.65月とし、期末手当の支給回数については、3月期の期末手当の支給を廃止し、民間の支給回数に合わせまして6月期と12月期の2回とすること、また本年4月からの年間給与について、民間給与と実質的な均衡が図られるよう3月期の期末手当の額について所要の調整措置を行うとともに、特例一時金については廃止されることとなりました。また、藤岡市職員の給与に関する条例の改正に伴い、期末手当等の改正について、関連する条例の改正をあわせて行うものであります。施行日につきましては、給与改定等の関係につきましては平成15年1月1日からとし、期末手当の支給回数等に関する改正につきましては平成15年4月1日からとするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

木村喜徳君。

1 3 番（木村喜徳君） 3点ばかり質問をさせていただきます。

人事院の勧告ということで引き下げということだと思っておりますけれども、先ほど部長の説明の中で、勧告制度が始まって以来、大幅な引き下げ、また基本給に及んでいる。これはただ単に人事院の勧告を受けたから、そのまま引き下げをお願いしますという簡単な理由だけではないと思います。きちんとした背景、人事院の勧告を受けて、どう考えて、この議案を上程したか、これがまず1点。

2点目は、当市の職員の給与の水準はどの辺にあるのか。ラスパイレス指数などもあるのですけれども、指数で言っていればよいと思います。指数が、どのくらいが一番妥当な指数なのか、その辺の考えがありましたらお願いいたします。

もう1点、この議案が通れば、年間平均してどのくらいの給与の減額になるのか、お伺いいたします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 木村議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、背景ということでありまして、これにつきましては人事院が国に勧告をいたしまして、国がそれを実施し、国家公務員法の改正を行います。それに伴いまして、国及び群馬県の方から国に準じて改正するようという指導がございます。この指導に基づきまして実施をしております。

それから、2点目の指数についてでございますけれども、藤岡市のラスパイレス指数は96.3でございます。他市を申し上げますと、前橋市が101.7、高崎市で102、桐生市で100.6、伊勢崎市で99.7、太田市が100ちょうどです。沼田市で101.2、館林市で99、渋川市で100.4、富岡市で99.4、安中市で95.9、11市中10番目というラスパイレス指数になっております。それから、妥当なところはどこかということでございますが、他市と比較をいたしますと、いずれも98%を超えておりますので、98%よりも上が妥当な数字、このように考えております。

それから、3点目の人事院勧告に基づきまして人件費への影響ということでございますが、たしか9月議会で答弁をした記憶があるのですけれども、5,831万7,000円ほどになります。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 木村喜徳君。

1 3 番（木村喜徳君） この人事院勧告がこれだけ大幅な引き下げを行ったというのは、その背景

が一番大きいのは、私の考えでは現在の国の財政、つまり景気による影響が非常に大きいと思うのです。これしかない。当市においても新井市長が就任して以来、財政に対しては非常に危機感を持って運営をしていただいている、そのとおりだと思います。そこで、先ほど部長からもありましたが、9月議会に私がこの件をちょっと質問したのですけれども、9月議会の答弁の内容をお話したいと思います。私は市長の給与に関して、引き下げを意味する質問をしたわけです。それに対して、市長の給与は妥当だから引き下げない意味の答弁がありました。今の総務部長の答弁ですと、藤岡市の給与のラスパイレス指数は96.3、妥当だと思われるのが98から100だということです。そういうことは、職員は妥当と思われる線より低いのです。それなのに引き下げる。職員を統率していく長は妥当だから引き下げない、この辺の整合性を、きちんと意味のわかるようにご説明願います。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 市長給与につきましては妥当で引き下げないが、市職員の給与については引き下げる、その整合性ということでございますけれども、まず最初に、職員給与につきましては人事院勧告に基づいて、それに準じてやってくださいという指導がございます。また一方で、市長の給与につきましては報酬審査会という市独自の審査会がございます。そちらに諮問をいたしまして、そこからの回答をいただいた上で実施するという、制度的に違うものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 木村喜徳君。

1 3 番（木村喜徳君） 制度の違い云々はわかっているのです。人事院勧告があったのは、たしか8月の時点でこのような数字が入ってきているわけですよね。それを12月議会にかけて下げてもらうという趣旨の答弁があったわけです。その時点で、もう審査会なりを立ち上げて、先に立って報酬をカットする、そのくらいの意思があってもいいのではないかという意味で私は言っているのです。制度が違うのはわかっています。先ほど言うように、市長自身が財政を非常に気にして入ってきて、それなりの答弁なり発言をしている、その発言が単なる発言だけに私は終わっているような気がします。今後、この勧告を承認すれば職員の給与は下がるわけですが、特別職の歳費については今後どのように考えているか。協議をしますとか考えますとか、そういう答弁ではなくて、実際行う考えがあるのか、はっきり答弁を願います。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） お答えをいたします。

今のところ考えておりません。

議長（塩原吉三君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） ただいま議題となっております議案第82号について質問をいたします。

ただいま木村議員の方からラスパイレス指数の関係で、群馬県11市中の藤岡市の位置というものが明確になったわけでございます。この人事院勧告、要するに国の平均給与額を100としてラスパイレス指数を算定しているわけですが、その100に対して96.3ということで、国の給与額と当市における職員の給与額の間にはかなりの差があります。そういった中で、国が民間との格差をなくすためということでもありますけれども、実際に藤岡市が民間との格差が生じてきているのかどうなのかということも検討して出してこなければならない案件かと思いますが、その辺については協議をした経緯があるのか、その辺を伺いたいと思います。

国の方針がそういうことで指導があったので、そのまま上程しましたというような説明に聞こえたのですけれども、一つ埼玉県の例をお話させていただきたいと思うのですけれども、埼玉県は志木市、人口6万4,746人、藤岡市と同規模の人口を有している市でありますけれども、そこは国の人事院勧告は2.03%の引き下げだったが、同市は国との給与を比較するラスパイレス指数が、昨年4月1日時点で96.3ポイント、これは藤岡市と一緒にいるのですが、県内43市のうち42位と低い水準にあるため、人事院勧告の趣旨を踏まえつつ、格差を拡大させないため引き下げ幅を縮小したということで、給与を1.14%引き下げる形で議決しているようでございます。これは読売新聞の埼玉版に掲載されていた記事なのですけれども、これから地方の時代ということで、独自の政策を打ち出したり、給与面についても全く国と同じ100であれば、国の方針に沿っても、それは致し方ない部分はあると思うのですが、これだけ差が開いている中で、また藤岡市もそれに沿った形で2.03%下げる、そういうことになりましたと、これは我々の報酬と違って、職員の方の給与は生活給でございますので、その辺のことをきちんと認識をして協議をして、藤岡市がどうあるべきかというものを再認識してやっていくことが肝要かと思うわけですが、その辺についてどういうふう考えているのか。

それから、先ほどの話の中で、もう大分前からこのような通達があったということなのですが、今回、藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正ということで、5ページにわたって条文の改正等があるわけですが、通常ですと、初日にこの議案がかかれば、1週間前の議案配布のときに我々の手元にこの内容が届くわけで、その1週間の間にいろいろと調査研究する時間があるわけなのですけれども、今回、最終日の提案ということで、一切この文言については我々としてみれば見るのが議場に入って初めてのわけです。そうすると、それが果たして適正なのかどうなのかという判断も、なかなか材料として乏しいものがありますので、何ゆえに最終日に提案されたかの、その辺について伺って1回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) 吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の民間企業との格差調査を実施したのかという点でございますけれども、これにつきましては当市独自では行っておりません。

それから、今回の一部改正につきまして、最終日の追加議案ということでお願いしたのはどういうわけかということでございますけれども、今回は引き上げということではなくて引き下げという改正でありました。それから、条例と補正予算を連動させて出すべきだというふうに解釈をいたしまして、今回につきましては最終日に追加議案として提出させていただいたという経過がございます。

以上でございます。

議長(塩原吉三君) 吉田達哉君。

2 3 番(吉田達哉君) 民間との格差については調査していない。これは人事院の方で何らかの統計をとってしたわけですが、実際に、もし2.03%で民間格差と合うのだとすれば、藤岡市は民間より低いというらえ方でしか、今の段階、判断できないのですけれども、そういうことでよろしいのですか。それから、減額だから最終日でいいだろう、それから、補正予算との関連で一括で上程できるので、その方がいいだろうということなのですけれども、先ほども言いましたように、生活給なのです。だから減額であろうと増額であろうと、その辺はきちんと審議をしていかないと、下げるのなら何でもどんどん下げてしまえばいいのだ、そういうことだと職員の士気の低下につながるのではないかと思うのです。ですから、もし国の人事院勧告に従って今後もずっとしていくのであれば、藤岡市の職員の給与をラスパイレス指数の100に沿った形で1回見直しをしていかないと、これから行財政改革の中にもありましたアウトソーシング等をしながら職員をだんだん減らしていくのだ、減らせば減らすほど、アウトソーシングで出す部分はいいのですけれども、そのほかにも削減をしていくということで、そうすると1人当たりの作業量が非常に多くなるわけです。作業量が増えて給与が減る、やる気がなくなってしまうというような気もするのですけれども、その辺についてはどう考えているのか。

それから、この行財政改革の中にあつた定員管理及び給与の適正化、これが適正なのかどうかということもきちんと審議をしていかなければいけないと思うのです。ですから、国から指導があつた、それに背いて下げなかつたということであれば、いや、藤岡市はそんなに裕福なのだったら、もうこれから交付税はくれないよという心配があるのでそうしたというのばあれば、何となくわからないわけでもないのですけれども、その辺をきちんと議論をした上で、こういう形なので議決をお願いしたいというのが、やはり適正な手法かなというふうに感じるのですけれども、今後、この格差の問題について、どのように取

り上げて協議をして、格差を是正することに努めていくのか、その辺を市長にお伺いします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 私の方で引き下げであるから最終日に提出したのだということではございませんので、条例改正と予算は一体的にお示しするべきものであるというふうに解釈しておりますので、最終日に追加議案として提出させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以下、格差問題につきましては市長の方から答弁をいたします。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ご質問にお答えをさせていただきます。

人事院で各県の社会情勢を資料を取り寄せ、2.03%という下げの人事院勧告が出てまいりました。ここに至った経緯につきましても、人事院に私も聞いたことがあります。大変悩んだ末、これを決定したという話は伺いました。人事院勧告に基づきまして、勧告を尊重し、きょう、藤岡市職員給与の2.03%の引き下げにつきまして審議をいただいておりますが、やはり先ほどもお話が出ておりますとおり、かなりラスパイレス指数が低いものですから、この2.03%の引き下げ、そして来年度の新規採用の人数のことを考えまして、今後、格差の是正に向けましては十分審議していきたい、このように考えております。財政再建と今言われる職員士気の問題につきましては、どう整合性を図るのか、これは大事なことですので、今後、私なりにも一生懸命研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。

議長（塩原吉三君） 吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） 今、市長の方から、格差の是正について慎重に協議を進めていくということがありましたので、そのような形でお願をしたいと思えます。先般の一般質問等で、意識改革をしながらきちんとやってくれというような発言を私もしました。仕事はどんどんさせる、給料は払うな、そんなことでは士気の低下につながりますので、ぜひこの格差を本気で協議をしてもらって、縮める努力を今後していただきたいと思えます。

以上です。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第82号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立多数であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第83号 藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第84号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について

議案第85号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第6、議案第83号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第84号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、議案第85号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 議案第83号から議案第85号まで、藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正及び藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正並びに藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正、3議案につきまして、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

人事院は平成14年度の国家公務員給与につきまして、基本給の引き下げ改定、期末勤

勉手当の年間支給額の削減を主な内容とする人事院勧告を行い、国はこの勧告に基づき、今国会において国家公務員の給与法改正を行いました。これに関連して、本市においても国・県の指導により、本議会において職員の給与条例も先ほど改定されたわけであり、これらに伴いまして、特別職の期末手当について所要の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、期末手当の支給率の引き下げでございます。現在、期末手当の支給率を年間4.70月から、職員と同様に3月期分を0.05月削減し、年間4.65月に引き下げるとともに、平成15年度からは期末手当の支給回数を民間の支給回数に合わせまして2回とするため、3月期の期末手当の支給は廃止し、その支給分は6月期と12月期に振り分けるものでございます。施行期日につきましては、期末手当の支給率の改正に関しては平成15年1月1日からとし、支給回数の改正に関しましては平成15年4月1日からとするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号、議案第84号、議案第85号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号、議案第84号、議案第85号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第83号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立多数であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議案第84号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立多数であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第86号 藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第7、議案第86号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) 議案第86号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本年8月の人事院勧告を受けまして、国家公務員の給与法の改正が行われ、同法の附則により地方公務員法が改正されたことに伴う関係条例の整備をするものであります。主な改正内容につきましては、期末手当の支給回数を民間の支給回数に合わせて2回とするため、平成15年度から3月期の期末手当の支給を廃止するものでございます。また、地方公営企業法の規定に基づき定められております企業職員の給与の種類について、人事院勧告に基づき特例一時金を支給しておりますが、本年の人事院勧告により廃止することとしたものであります。施行日につきましては、特例一時金の廃止につきましては平成15年1月1日からとし、期末手当の改正につきましては平成15年4月1日からとするものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第86号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第86号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立多数であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第87号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更について

議長(塩原吉三君) 日程第8、議案第87号群馬県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) 議案第87号群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

本件は地方自治法第286条第1項の規定により、規約を変更するものであります。変更の内容につきましては、渋川地区医療事務組合が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を平成14年10月1日から適用して行うための改正であります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則
第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号については、委員会付託を
省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第87号群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、
本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されまし
た。

第9 議案第88号 平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)

議長(塩原吉三君) 日程第9、議案第88号平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第88号平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)について、
ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示しましたとおり、歳入歳出から1億6,052万円を減額し、
総額を205億1,389万1,000円とするものであります。最初に、歳出では、人
事院勧告や職員数の減等により、給料や手当等の人件費を各費目ごとに調整し、総額で1
億6,052万円を減額するものであります。次に、歳入につきましては、第16款繰入
金の財政調整基金繰入金と同額減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 88 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 88 号平成 14 年度藤岡市一般会計補正予算（第 3 号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

第 10 議案第 89 号 平成 14 年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

議長（塩原吉三君） 日程第 10、議案第 89 号平成 14 年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第 89 号平成 14 年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第 1 条に示したとおり、歳入歳出 6 1 6 万 7 , 0 0 0 円を減額し、総額

を25億2,639万8,000円とするものであります。歳出につきましては、第1款総務費の介護保険人件費を616万7,000円減額し、歳入につきましては、第7款繰入金の一般会計繰入金を同額減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第89号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第89号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第90号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算
（第2号）

議長（塩原吉三君） 日程第11、議案第90号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 齋藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 議案第90号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条に示しましたとおり、歳入歳出から3,457万円を減額し、総額を5億2,117万8,000円とするものであります。歳出につきましては、第1款総務費の学校給食人件費を3,457万円減額。歳入につきましては、第2款繰入金の一般会計繰入金を同額減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第90号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算（第2号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第91号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（塩原吉三君） 日程第12、議案第91号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予

算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 議案第91号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示したとおり、歳入歳出から135万2,000円を減額し、総額を14億1,581万5,000円とするものであります。歳出につきましては、第1款公共下水道費の人件費を135万2,000円減額、歳入につきましては、第5款繰入金の一般会計繰入金を同額減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第91号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

第13 議員提出議案第5号 群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出について

議長（塩原吉三君） 日程第13、議員提出議案第5号群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者冬木一俊君の登壇を願います。

（3番 冬木一俊君登壇）

3番（冬木一俊君） 議長から登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第5号群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出について、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

群馬大学教育学部の存置に関する意見書（案）。政府は、現在、政治・経済を初めとする各分野において行財政改革・構造改革を推進しており、その一環として国立大学の独立行政法人化も推し進めていく方向の中で、国立大学の統合・再編問題が発生している。

教育は、本来、財政面でのみ議論されるべきものではない。我が国は、学校教育の振興・充実を政治の最重要課題と位置づけ、新しい夜明けを迎えた明治初期の学制施行、昭和の大恐慌時の教育水準維持、そして、さらには第二次大戦後の荒廃した状況下でも中学校教育の義務教育化に向け、市町村大合併を推進して取り組むなど教育の充実・発展に努力し続けてきた。その間、師範学校を廃止する施策は、時のいかなる政府からも出されていない。

物的資源に乏しい日本の最大の財は、人材であり、国際化が進展する中であって、教育の充実はますます重要となっている。

国立大学の統合・再編に当たって、群馬大学と埼玉大学を統合し、群馬大学教育学部を埼玉大学教育学部へ吸収する問題が議論されているが、地方分権が推進されつつある現在、群馬の地に根差した教育機関を失うことは、本県の教育振興に多大な損失となる。また、不登校・いじめ・学級崩壊・非行・自殺等々心病む子供たちへの対応等をはじめ、あらゆる分野での教育の充実に当たって、地域に密着した教育機関の存在は不可欠である。群馬大学教育学部の埼玉大学への統合・再編問題は、本県全域の教育に重大な禍根を残すことにもなり、看過することはできない。

以上、各般の事情を勘案して、政府において、群馬大学と埼玉大学の統合・再編に関し、根本的に検討を加え、所要の措置を講ぜられるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成14年12月19日、提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣宛、藤岡市議会議長塩原吉三。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしく願います。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第5号群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

第14 議員提出議案第6号 遺伝子組み換え食品の表示に関する意見書の提出 について

議 長(塩原吉三君) 日程第14、議員提出議案第6号遺伝子組み換え食品の表示に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者齊藤千枝子君の登壇を願います。

(11番 齊藤千枝子君登壇)

1 1 番(齊藤千枝子君) 議長から登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第6号遺伝子組み換え食品の表示に関する意見書の提出について、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

遺伝子組み換え食品の表示に関する意見書(案) 遺伝子組み換え食品は、その表示義務の対象がごく一部に限られているため、消費者が十分に選択できないまま流通しています。また、米国での「スターリンク(アレルギーの危険性のある殺虫性コーン)」混入食品のり

コール事件や国内未承認ポテトのスナック菓子への相次ぐ混入事故等で国民の不安はますます高まっています。消費者の選択する権利を保障するため、基本的にすべての遺伝子組み換え食品について表示を義務化するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成14年12月19日、提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣宛、藤岡市議会議長塩原吉三。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第6号遺伝子組み換え食品の表示に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

第15 議員提出議案第7号 藤岡市議会議員定数条例の制定について

議長（塩原吉三君） 日程第15、議員提出議案第7号藤岡市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者笠原史嗣君の登壇を願います。

(1 0 番 笠原史嗣君登壇)

- 1 0 番 (笠原史嗣君) ただいま議題となりました議員提出議案第 7 号藤岡市議会議員定数条例の制定について、藤岡市議会議員笠原史嗣、同じく茂木光雄、同じく三好徹明、以上 3 人の代表といたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方分権一括法が平成 1 1 年 7 月に公布され、その中の地方自治法の改正で、平成 1 5 年 1 月 1 日以降に実施される一般選挙において、地方公共団体の議会は、自らが判断して議決を経て、条例により議員定数を制定することになったわけです。また、議員定数は何人が適当かという基準はありませんし、ことさら少なければよいということでもありません。判断の基準としては、1、長引く景気後退による厳しい財政状況から、議員も痛みを伴う必要がある。2、市町村合併の進行、あるいは合併推進がなくても、議員数の削減は必然となり、事前に定数を削減し、対応していく必要がある。現状認識の先見が必要である。3、人事院は公務員制度改革の中で、官民給与の逆転差を是正するために、給与の引き下げ勧告を行っております。地方公共団体の追随は必至であります。ここで議員定数を大幅に見直して、市民にわかりやすい厳しい選択をする必要がある。4、清風クラブは市民に対して、私どもの考え方や議会に対する認識が住民の意思に沿っているかどうか、現在の議員定数に対し、有権者はどのように受け取っているのか、市内各地でアンケート調査を実施してまいりました。その結果、3 3 2 人有効回答のうち、9 3 %の人が削減すべきだとの回答がありました。

以上の理由により、藤岡市議会議員の定数を次期一般選挙から 4 名減じ、2 0 名とすることを提案します。議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長 (塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

木村喜徳君。

- 1 3 番 (木村喜徳君) 提案者に伺います。4 つほど理由を述べていただきましたけれども、4 番目の各地でアンケートをとったという発言がありましたので、その各地とは何力所くらいか、具体的に述べていただきたいと思ひます。

議長 (塩原吉三君) 笠原史嗣君。

- 1 0 番 (笠原史嗣君) 質問にお答えをさせていただきます。

各地とは、例えば各地街頭、ユニーの前とか、イトーヨーカドーの前とか、人が集まるような場所でアンケート用紙を配布しております。それと、各所で配布したり、また知り合い関係等から配布していただいたり、またインターネット関係の方でアンケートをしてあります。

以上です。

議長（塩原吉三君） 木村喜徳君。

- 1 3 番（木村喜徳君） もう1点、3番目の人事院勧告により云々という発言がありましたけれども、それは議員数を20とした根拠となり得るのか、それをお願いします。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

- 1 0 番（笠原史嗣君） お答えをさせていただきます。

人事院勧告に対する根拠は、官民給与の逆転差を是正するためとか、いろいろあるかと思われましても、私ども議会議員として、まずその旨に対して、いろいろな意味での削減をする中で、それが実際にお答えになるかどうかわかりませんが、議員の給料が、例えば4人削減して、1人当たり歳費が700万円として、ほかの政務調査費などは別とします。必然的にお金が少なくなるから果たしてどうこうということにはつながらないかもしれませんが、まず議会自らが、金額の部分について人員を削減する中で削減していく。

以上です。

議長（塩原吉三君） 木村喜徳君。

- 1 3 番（木村喜徳君） この案件は議員の削減云々ではないのです。定数をきちんと決めるということなのです。人事院勧告は給与の引き下げなのです。ですから、その辺のきちんとした説明をもう一度お願いいたします。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

- 1 0 番（笠原史嗣君） 人事院勧告の中での給与の部分ということではあるわけですが、議会自らが人員を削減することによって歳出的なもののカットをする。例えば職員の方も削減するのであれば、議会もおのずとその部分を是正していく必要があるのではないかと、そのような観点から申し述べております。

以上です。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

- 3 番（冬木一俊君） ただいま笠原議員の方から提出されました議員提出議案第7号藤岡市議会議員定数条例の制定についてということで、笠原議員にお伺いいたしますが、20人という実際の数が出てきたわけですが、その中で、アンケートというものがございました。木村議員の質問によりましてイトーヨーカドー、あるいはユニーの前や街頭演説の際ということではありましたが、その中で、アンケートで20人ということが一番多かったというふうには聞こえましたが、そのアンケートで20人というのが叫ばれた理由の中で、どんなものがあつたか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） アンケートの中の回答の内容ということでお答えいたします。

約10項目つくったわけなのですが、国の方針である市町村合併の進行に伴い、事前に定数を節減し、状況に対応の必要がある、これが74人です。続きまして、公務員制度の見直しも必至であり、議会も見直しに対応すべき、これが127人。続きまして、議会自ら率先削減し、行財政改革の痛みを受け入れるべきだ、113人。時代の変化、社会・経済情勢の悪化に伴い、議会も合理化、97人。官民所得格差、行財政のスリム化の中、地方議会も特別ではない、74人。現在、多くの市民からの議会定数削減の声が上がっている、51人。ろくな議員活動しかしない人が多い、少なくとも十分だ、129人。24名は頑張っている、このままで減らす必要はない、6人。多くの市民の声を反映するのが民主主義だ、議員数は多い方がよく、多くの市民の声が市政に生かされる、5人。定数を減らし、選挙を激戦にして、真に議員にふさわしい人を選ぶ環境をつくるべきだ、155人。

以上ようになっております。

議長（塩原吉三君） 冬木一俊君。

3番（冬木一俊君） 細部にわたってご説明いただきましてありがとうございます。ちょっと気にかかったのですけれども、この中で、ろくな議員活動をしていないというものが、かなりパーセンテージで多く占めていたようなのですが、具体的にだれか特定の人を言っているのか、それともどういうことを言っているのか、ちょっと私には理解に苦しみますので、わかる範囲で結構ですので、お聞かせ願えればというふうに思います。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） これは大変抽象的な言葉であると思われます。実際、これを出すときにも、そういう形でとられることもあるのではないかと、そのように私どもも会派の方で話し合った中で、これを書いているわけなのですけれども、例えば私自身も、ろくな議会活動をしていないとよく地域で叫ばれることもありますので、そういう観点を含めた中で、特定の人を指しているわけでもありませんし、そういう形の中で、あえて文章として載せたわけですので、ご理解ください。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号については、会

議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。茂木光雄君の登壇を願います。

(9番 茂木光雄君登壇)

9番(茂木光雄君) ただいま議案となっております議員提出議案第7号藤岡市議会議員定数条例の制定について、清風クラブを代表いたしまして賛成討論を行います。

本市は1954年、昭和29年、藤岡町と小野村並びに神流・美土里・美九里、この4つの村が合併をして市制施行されました。当時の人口が約3万4,000人、現在は約6万3,000人というふうに倍になってきております。しかしながら、非常に新しい人たちが増えているにもかかわらず、現在でも町・区・村、そういった非常に狭い意識が色濃く残っております。議員選出におかれましても、非常に狭い範囲の中、選ばれてくる傾向というものが、まだまだ藤岡市には私は存在していると言っても過言ではないと思えます。

先月、新井市長は要望事業等においても、もう既に個人単位でもそういったいろいろな要望は受け入れるのだということを表明いたしております。21世紀の本市の行政にとって、個人単位、もう町や村といった狭い範囲の中の一人一人の単位ではなくて、もっと大きくグローバルに市政全般を見渡せる、非常に藤岡市にとって本当の意味で少数激戦の中で議員を選んでくる必要が、もうこの21世紀の藤岡に訪れている、そういうことを私は断言できるわけでございます。

意識改革、先日、一般質問の中で私の先輩議員であります議員の方から、公務員の意識改革について、強くその意見を求める声が聞かれました。私も全く同感でございます。今回、そこで、その意識改革を我が身をもって実行すべく議員の定数を思い切って減らし、議員自らが平成15年度から始まる市の行財政改革の先陣を承るべく一緒になって議員削減に向けて皆さんとともに頑張っていきたいというふうに思います。今、まさに危機的状況にある本市の行政、財政というものを目の当たりに感じまして、議員自らを削り、しかも汗を流して機構改革並びに財政再建に取り組む議員の姿こそが、今、我々に求められている。傍聴に来ていただいている皆さんの気持ちもあるでしょう。議員を減らすことが市民の声であるということを私は確信しております。

先ほど、笠原代表の方でアンケートについて話がありましたけれども、332名という少数ではございますけれども、その93%の307人という人が議員の定数は減らすべき

だ、との声を得ております。そういった中で、現状どおりというものはわずか4%しかありません。こういった現状を踏まえながら、我々は全体の45%を占めた議員の定数は4名減、150人の支持を得た4名減というものを清風クラブの意見として皆様にご提案をした次第でございます。

最後に、民意の反映、これが議員の本分とするのであれば、小異を捨てて民意に従う、この4名削減案に議員の皆様の本当に厚いご理解とご支援をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございます。

議長（塩原吉三君） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第7号藤岡市議会議員定数条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第7号は否決されました。

第16 議員提出議案第8号 藤岡市議会議員定数条例の制定について

議長（塩原吉三君） 日程第16、議員提出議案第8号藤岡市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者佐藤淳君の登壇を願います。

（8番 佐藤 淳君登壇）

8番（佐藤 淳君） 議員提出議案第8号藤岡市議会議員定数条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案の提出者は、私佐藤淳、賛成者は松本啓太郎議員であります。本案は、地方分権一括法により地方自治法の一部が改正され、それに伴い、従来、地方自治法によって定められていた市町村議会の議員定数を平成15年1月1日より条例で定めることとされたため、新たに条例を制定しようとするものであります。なお、附則といたしまして、施行期間及び適用を定め、従来の藤岡市議会議員定数を減少する条例を廃止するものであります。現在、国では長引く不況による危機的財政状況を打開すべく、あらゆる角度から制度や仕組みを見直し、さまざまな改革を進めております。藤岡市においても市税の落ち込みや交付税等の圧縮による財政の硬直化に伴い、今後、公共サービスの低下は、質・量ともに必至の状況であります。このような状況下で、市民は議会を含む行政組織の合理化や経費の削減を求めています。住民による投票で選ばれ、住民の意思を代表する議員が構成する議

会が、率先してその意思を実現するため、議員定数を現行の24人から2名削減し、22人とするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきますが、慎重審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。松本啓太郎君の登壇を願います。

（4番 松本啓太郎君登壇）

4番（松本啓太郎君） 議長から登壇の許可をいただきましたので、藤岡市議会議員定数条例の制定についての議員提出議案第8号に賛成の立場から討論をいたします。

賛成の理由であります。国では約3,200ある市町村を1,000にしたいと平成の大合併を進め、国も地方も小さな政府、小さな行政を目指しています。そのため、構造改革、市町村合併の議論、協議をしているところであり、行政コストの引き下げに努力しておるわけであり。また、我が国は少子・高齢化社会の到来により、日本の社会構造は大きく変化しつつあります。2007年以降は日本全体の人口が減少することとなり、過疎地域の問題としてとらえてきた人口減少は、都市部も含め、日本全体の問題になってきています。これを行政への影響という観点から評価するならば、税金を負担する人が減り、逆に税金を使う人が増えるということになります。次に、交通情報通信技術の発達も目覚ましく、道路改良・整備がなされ、住民の行動圏域は大きく広くなりました。藤岡市議会においても、行政改革、財政問題を重要課題として取り組んでいるところであり、群馬県だけのことではなく、各市町村でも議員定数削減に努力されているようであり。

今提案されている議案については、議員定数 2 減は市民の声を議会に反映する上でも、議案審議の上からしても、議会運営を進める上でも、支障を来さない中での最大数であると思われることから、藤岡市議会議員定数条例の制定について、議員提出議案第 8 号による藤岡市議会議員定数 22 名が最良の議席数であると確信いたしますので、議員各位の賛同をお願いし、議員提出議案第 8 号の賛成討論を終わります。藤岡市議会 21 世紀クラブ 松本啓太郎。よろしくお願いします。

議長（塩原吉三君） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第 8 号藤岡市議会議員定数条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第 8 号は否決されました。

第 17 議員提出議案第 9 号 藤岡市議会議員定数条例の制定について

議長（塩原吉三君） 日程第 17、議員提出議案第 9 号藤岡市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者青木寛君の登壇を願います。

（15 番 青木 寛君登壇）

15 番（青木 寛君） ご指名をいただきましたので、ただいま議題となっております議員提出議案第 9 号藤岡市議会議員定数条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、この条例を制定するに当たり、再認識しなければならない基本的なものとして、議会の意義、そして代表機関としての責務等があります。

最初に、議会の意義についてであります。憲法第 93 条第 1 項により地方公共団体に議会を置くことを定め、代表民主制を原則としている。そして、住民の代表者である議員により構成される議会は、地方公共団体の意思決定機関として住民にかわって重要な意思決定をする。本来、地方公共団体の議事機関として議会を設けた趣旨は、首長主義に基づく広範な強力な地方公共団体の長の権限による行政執行を批判・監視し、地方自治体の行政が常に民主的かつ能率的に、また公正に行われることにある。

次に、代表機関としての責務であります。住民の代表者である議員は、職務の執行に当たって住民の総意を反映すべき使命を有しています。また、住民の利害及び見解を審議を通じて反映し、住民の意思としての一定の結論を多数決の原理によって議決で定める。

これによって住民は、間接的ではあるが、その意思を地方公共団体の行政の中に表現されることになる。この間接民主主義の場が議会であり、議員は議会の機能向上を図り、議会の使命を果たすために、議会の基本的な権能である自治立法権による立案機能及び行政に対する批判・監視機能を発揮し、議会の完全な法的活動を全うするため、これを活用しなければならない責務がある、等の大原則があります。

議員定数については、地方自治法により人口に応じた定数が定められ、条例で減少することができるかとされておりましたが、本市議会議員の定数は市制執行後の法定数と同数の30人でありました。その後、人口5万人を超え、法定数は36人に改定されました。時代の変遷等により、過去3回にわたり漸次削減を図ってまいりました。その都度、さまざまな環境や市民要望等を考慮し、協議を行った結果、現在の24人となっております。このたびの地方分権一括法による地方自治法の一部改正が行われ、地方議員の定数については、これまでの法定定数制が廃止され、人口区分ごとの上限数、本市の場合は30人が定められ、その範囲内において新たに条例で議員定数を定める定数条例制度が平成15年1月1日から施行されることになり、地方公共団体の議会は自立性にゆだねられています。議員定数は何人が適切かという基準はありませんが、前段で述べているように、住民の意思を反映させる観点や藤岡市の広大な面積等、地域比の特殊性を考慮すれば、ことさら少なければよいというものでもありません。執行機関に対する監視・批判を主たる機能とするならば、多数の市民の声を反映する意味から、それ相応の数は確保しなければなりません。デフレ不況と申される中、本市は平成14年度を行財政改革元年と位置づけ、危機的な財政状況を打開すべく改革を進めております。その中であって、議会は3常任委員会制導入、兼務報酬廃止、報酬引き上げの中止等、議員自らの経費削減に努めることも行っております。

今回、この議案を提案するに当たり、今までの経緯や現在の藤岡市の規模や財政力、また多様化する住民の要望等、経緯を勘案し、協議いたしました。このほか、群馬県11市中、第3位の削減率であり、他市に比べて決して多い議員数ではありません。

以上のことから、多くの住民の意思を反映するには、現在の議員数を確保すべきであり、定数24人に制定することを提案いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） ただいまの青木議員の発言の中で、住民の意思というものを私は先ほども言いましたけれども、果たして貴殿におかれましては、いつ、どこで、どういう形の中で、

この住民の意思というものを集約し、それを今回の文章の中に載せてきているのか、まず1点お伺いいたします。それと今、他市に比べて多くないとか、そういう議論で今、話をしておりますけれども、意識改革というものが、今回の一般質問の中でも公務員の意識を改革しなさい、市議会議員の意識も改革しろ、という形の中で私はとらえておりますけれども、本来、他市に比べてだとか、他がどうだということを、本市において、我々のとっているアンケートの中においては、他市に比べてという比較論議というものは全く関心がない。市民にとって、藤岡市の本当の人数というものは、住民の意思がどこにあるのか、その辺をどういうふうに確認したのか、まず1点お伺いいたします。

議長（塩原吉三君） 青木寛君。

15番（青木 寛君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

私ども、この議案を提出するに当たりまして、賛成者17人の中で協議された中で、それぞれの立場において、市民から負託を受けた中の意見は伺っておった中の協議であります。そしてまた、本市に限ってということは、この趣旨で申し上げたとおりでございます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 今、よくわかりました。負託を受けた議員である以上、議員の17人の総意でもって24人というのが妥当であるという判断だというふうに聞きましたけれども、最終的に住民の意思イコール議員の意思という形の中で、本来、藤岡市の定数というのは30人で平成4年ぐらいまで確かに来ていました。そういった中で今、議員の数を減らしてほしいという論議というものが、我々も街頭に立っていますと非常に多くの意見、先ほど言ったように93%にも近い削減をするのだという中で、17人の議員の中で削減すべきだという意見は全くなかったのでしょうか。それと、他市に比べて3番目という話がありましたけれども、そういった他市との比較というものがなぜ必要なのか、その根拠を2点目で聞かせてください。

議長（塩原吉三君） 青木寛君。

15番（青木 寛君） お答えいたします。

私ども17人の中で議論、協議した中での結論でありますので、それぞれの価値観の中で24ということで提案申し上げましたので、これを答弁とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 今の答弁ですと、議員の総意の中でという話がありましたけれども、くどいようですけれども、議員の総意というもので、定数の削減について今、話をしているわけですけれども、17人という経過が非常に不透明ではないかという気がしましたので、説明を……こういった中で、やじ、怒号が飛ぶという、この姿勢に対しまして、真剣な我々

の討議の結果というものが17人の中に一つも反映されていないというのが非常に不思議だなという気がいたします。それと最後に、他市に比べてというものはどういった根拠でそれが必要なのか、お答えいただいで私の3回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 青木寛君。

15番（青木 寛君） ただいま茂木議員の方から質問ということで、るる他市との比較とか申されますけれども、この案文の中には、そういうことでなくて、それも比較した中での議論がなされたというふうに提案なされていると思います。17人ですから、それぞれの議員の価値観と市政に対する姿勢の中で結論を出したのが、この案文の中に盛り込んであるとご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。三好徹明君の登壇を願います。

（1番 三好徹明君登壇）

1番（三好徹明君） 発言の許可が出ましたので、ただいま議案となっております議員提出議案第9号藤岡市議会議員定数条例制定について、清風クラブを代表して反対討論を行います。

日本社会は根底から変革を今、迫られております。戦後の廢墟から復興へ、そして高度成長を経て、成熟した民主主義社会へ向かって急速に進んでまいりました。戦後60年が経過し、国家全体のシステムが新しい時代に適応できなくなっているのに、豊かさを謳歌した日本の社会は、変革に伴う痛みに対して臆病になり、変革を先送りしてまいりました。その結果、肥満化した日本の行政システムは、白い社会主義であると旧ソ連時代の関係者が指摘するほど、鈍重になり、柔軟性が失われて久しいのであります。今や700兆円にも膨らんだ国・地方を合わせた借金で身動きがとれなく、政府も危機的財政状況を打開す

べく構造改革の断行を進めつつあり、地方自治体も市町村合併が避けられない必至の状況となっております。

昨日の一般質問の中でも、議場で激しい厳しい指摘が、先輩議員から執行部を追求する場面がありました。実に感銘したものであります。しかし、どうでしょうか。言論の剣に命を与えなければ、単なる美辞麗句の言葉遊びになってしまうでしょう。一体、剣の命とは何でしょうか。それは議会活動の言動の一致であります。つまり、自らを厳しく律し、率先して血を流すことを示して、執行機関に対し絶大な説得力が生まれるものなのです。こたつの中にもぐって、ミカンをむさぼり食いながら、寒風の吹く外に向かって大声で叱責しても、組織も人間も動きません。

清風クラブは、現在の議員数に対して一貫して早くから4名の削減を主張してまいりました。私どもの住民自治に対する考えや議会に対する認識が住民の意思に沿っているかどうか。そして、現在の議員数に対し、有権者はどのように受け取っているか、市内各地でアンケート調査を実施してまいりました。先ほど提案理由にもありましたように、補足しますと、街頭あるいはファックス、インターネット、それらを通じまして、中には、わざわざ1通のアンケート用紙を80円をかけて何通も送ってくれた方がいらっしゃいます。これが332通のアンケート調査の結果でございます。詳細は新聞折り込みで、昨日、全市に公表いたしました。332人有効回答のうち、実に93%の人が削減すべきだと答えております。一番多い理由として、議員数を減らし、選挙を激戦にして、真にふさわしい、真に議員としてふさわしい人を選ぶ環境をつくるべきだというのが一番多い回答でございました。有権者の回答の中からかいま見えるのは、議員活動に対する不信感ではないでしょうか。藤岡市に議会が配布している議会だよりで一般質問が掲載されております。質問は各議員に年間4回与えられ、4年間で16回であります。議会だよりを見ますと、一般質問をした議員は、4年間で10回以上が6名、1回以下が10名であります。議員の一般質問は活動のすべてではありませんが、議員の質問回数を議員活動のバロメーターとして、また市民は目に見える形として受け取っております。1、市町村合併など地方自治体の置かれている存在状況。2、痛みを率先して受け入れること。3、アンケートを通じた住民意思の確認。以上の観点から、私ども清風クラブは、今回の24人を定数とする議員提出議案第9号藤岡市議会議員定数条例の制定について、反対討論といたします。

議長（塩原吉三君） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第9号藤岡市議会議員定数条例の制定について、

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立多数であります。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

議長(塩原吉三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(塩原吉三君) 総務部長。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) 追加議案の中に不手際がございまして、大変申しわけございませんけれども、訂正をさせていただきます。ページにつきましては10ページでございます。議案第85号の下から2行目の真ん中あたりに平成15年4月1日とありますけれども、私の先ほどの提案説明の中では1月1日ということで、4を1に訂正をお願いしたいということです。大変貴重な時間を申しわけございません。よろしくお願いいたします。

議長(塩原吉三君) 暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩